

-利用者の方へ-

川崎市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業の御案内

川崎市では、重度の障害がある方を対象に、入院時(精神科病院及び一般病院の精神科病棟を除く)のコミュニケーションを支援する事業を、平成28年4月から開始します。

この事業は、意思疎通に支援が必要な場合に「コミュニケーション支援員」を入院先に派遣し、円滑な 医療行為が行えるよう、病院スタッフと御本人とのコミュニケーションをサポートするものです。

■ この事業を利用できる方

川崎市内在住の障害者及び学齢児(小学生)以上の障害児で、次の①~④のすべてにあてはまる方

- ① 身体障害若しくはこれに準ずる障害(難病)、又は知的障害、 又は精神障害のある方
- ② 意思疎通を円滑に図ることが難しい方 (※ 申請時に、別途定めた要件に該当するか確認します。)
- ③ 入院前から障害福祉サービス等を利用している方
- ④ 入院先の病院の承諾を得られる方

■ コミュニケーション支援員の業務

利用者と病院スタッフの意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守りで、<u>診療報酬の対象とならない範</u>囲での支援とします。(病院から家族への病状伝達行為、治療法及び手術等診療方針の同意はできません。)

■ コミュニケーション支援員になれる人

障害福祉サービス事業所等に所属し、入院前から日常的に御本人の支援に関わっているヘルパー、入所・通 所先の職員、グループホームの職員等であって、御本人とのコミュニケーションを円滑に図れる(独特の伝達 方法のある場合は、それが理解できる)方

■ 利用時間数

1回の入院につき150時間までです(実際に支援を行った時間のみが対象。)。

■ 利用者負扣額

なし。ただし、市外の病院に支援員を派遣する場合は支援員の交通費を負担していただく場合があります。

■ 相談の窓口

各区保健福祉センター

障害者(18歳以上): 高齢・障害課 障害者支援係

障害児(18歳未満): 地域みまもり支援センター 地域支援担当(課) 地域サポート担当(係)

大師・田島地区健康福祉ステーション

障害者(18歳以上): 高齢・障害担当(課)高齢・障害担当(係) 障害児(18歳未満): 地域支援・児童家庭担当(課)地区支援担当(係)

■ 利用方法

各様式は市ホームページからダウンロードが可能です。

[入院前の事前登録申請] ※ 緊急入院の場合は、例外的に入院後の登録申請も可能

- ① 普段利用している障害福祉サービス事業者等に、「承諾書 兼 委任状(第2号様式)」を提示し、入院時のコミュニケーション支援員を派遣する事業者となってもらうことを依頼するとともに、派遣費用の請求・受領を事業者に委任し、承諾(受任)が得られたら同様式に署名・押印をもらう。
- ② 「登録(変更)申請書(第1号様式)」と、①で署名・押印済みの「承諾書 兼 委任状(第2号様式)」を区保健福祉 センター(地区健康福祉ステーション)に提出

[入院が決まったら]

- ③ 病院にコミュニケーション支援員が入ることについて、病院の承諾を依頼し、承諾が得られたら「利用開始(変更)届(第6号様式)」に病院の署名・押印をもらう。
- ④ 事業者にコミュニケーション支援員の派遣を依頼
- ⑤ 「利用開始(変更)届(第6号様式)」を区保健福祉センター(地区健康福祉ステーション)に提出

[退院した時]

⑥「利用終了届(第8号様式)」を区保健福祉センター(地区健康福祉ステーション)に提出